

平成 2 5 年度愛知県包括外部監査結果報告書（要約）

包括外部監査人 公認会計士 柏 木 勝 広

＜対象事件＞ 産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について

＜選定理由＞ 愛知県は産業振興を重要な施策として位置づけ、平成 24 年度の予算編成における「7つの柱」の施策の1つとして「元気な経済・産業・地域づくり」を掲げ、産業労働行政の基本方針にある「5つの施策の柱」では「中小企業力の強化」を始め3つの産業振興施策が取り上げられ、合わせて2,147億円の多額の予算が計上されている。さらに、中小企業振興を目的として、平成 24 年 10 月に愛知県中小企業振興基本条例が制定されるなど、県は積極的な産業振興施策を講じている。また、産業振興施策は経済の活性化を通じて県民の生活に直結するため、県民の関心が高い分野である。よって、県の産業振興施策の財務事務について、法令等に対する合规性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、県にとって有意義であると考え、監査テーマとして選定した。また、産業振興の主な施策の一部を担っている愛知県信用保証協会など、関連する団体が実施する事業についても対象とした。

＜指摘・意見＞ ※ 違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】（総括的事項2点、個別的事項2点（うち同一事項につき記載しているもの1点））、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】（総括的事項9点、個別的事項68点（個別的事項を総括して記載しているものもあり、それぞれ単独に集計している））と表記した。なお、本紙では、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載した。

【外部監査の結果－総括的事項－】

▲ 県中小企業融資制度の利用率の向上策（27, 74～76 頁）

- 保証料率の引き下げ … さらなる保証料率の引き下げにより、中小企業者の利用度が増大する可能性が高いと考える。県信用保証協会の財政状態(104～112 頁)を考慮すれば、県が新たに財政負担を負うことなく同協会において行うことが望ましい。
- 保証にかかるスピードの短縮方策の検討 … 中小企業者が保証を申し込んで貸付を受けるまでにかかるスピードを可能な限り上げるため、金融機関における対応状況を調査し、必要に応じて時間短縮の方策を検討することが適切と考える。

▲ 県中小企業融資制度に係る財政負担（28, 60～62, 67～74 頁）

平成 24 年度は年間 2,837 億円余の融資実績に対して当該制度による実質的財政負担額は、試算の結果、年間約 22 億円となった。また、平成 24 年度末における将来の損失補償見込みを試算した結果、100 億円を超える金額が今後発生することが見込まれ、県の負担額が増加する状況が続くことが予想されることから、県は、中小企業への金融支援による施策の効果とそこから生じる損失の負担との均衡を図るための対応が求められる。具体的には、以下の対応策をとることが適切である。

- 情報開示の推進 … 今後の代位弁済の発生額に留意するとともに、財政負担額に損失発生見込みなどを加えた情報開示の推進を図ることが望ましい。
- 県信用保証協会への財政的支援内容の見直し … 県信用保証協会の財政状態は主要都市に比し非常に良好であるため、損失補償の対象範囲の縮小や方法の変更等、県信用保証協会への財政的支援内容の見直しを図り、その資金を、他の産業振興施策において、より有効に活用することも検討いただきたい。

▲ 県信用保証協会における保証態勢（28～31, 118～123 頁）

保証承諾案件全体のうち、事故受付があるものや、県が損失補償を実施したものを対象として検証を行っており、全体における傾向を導き出すものではないが、県は、確認事例から導き出される以下の事項を中心に、損失補償契約の履行上、県信用保証協会の保証態勢に関するモニタリングの一層の充実・強化を図ることが必要である。

- 資金使途の確認及び実質的な審査の実施 … 資金使途を確認し、制度融資が本来の目的に使用されていることを確認することは、制度融資の対象者が制度の趣旨を逸脱して節度のない利益を得ることを防ぐために重要な手続である。また、融資先企業の財政状態・経営成績の判断に必要な情報を入手し、金融機関の所見の妥当性・事業計画書の実現可能性について十分な検証を行うことなど、実質的な審査を行うことは、保証した資金が制度融資の本来の目的に則って、有効に活用され、保証先が破綻することなく成長する助けとなる。仮に実質的な審査の結果、審査基準を満たさない状況があれば、様々な連携を模索してコンサルティング機能を発揮し、審査基準を満たすよう支援することが望ましい。
- 創業資金保証先等へのコンサルティング機能の発揮 … 保証先の経営状況の把握、特に創業間もない先においては、経営計画の進捗状況についての的確に把握し、コンサルティング機能を発揮して、産業振興に寄与すべきであ

る。また、融資が有効に活用され、産業振興に役立つためには、地域に密着した専門家に常時モニタリングしてもらうことが有用であると考え。よって、例えば県と密接な関係のある商工会・商工会議所の経営指導員の積極的な活用について検討することを提案する。

▲ 補助金の制度設計（31 頁）

補助金の効果を適切に測定し、その程度によっては廃止も含めて検討する必要がある。補助金の効果をより明確に測定するには、補助事業実施後における事業目的の達成度を測れるようなアウトカム指標を設定することが望ましい。

▲ 財政的援助団体に係る補助金（31～32 頁）

（公財）あいち産業振興機構及び（公財）科学技術交流財団は、主に県の補助金や委託料で運営されている団体であり、その事業活動には、県が直接実施する事業と同様に、さらなる活動の必要性、有効性及び効率性が求められる。

▲ 愛知県中小企業振興基本条例（32～33 頁）

中小企業者等の実態把握のため、現状においても訪問調査やアンケート調査など十分に取り組んでいるが、今後も調査方法に工夫を凝らすとともに、調査結果として判明した県への要望をどのように施策に反映させたのか公表することも検討いただきたい。

▲ 中小企業へのワンストップ支援（34～37 頁）

県は、「産業労働センターにおけるワンストップ支援」や「経営支援と一体となった分かりやすい金融支援」に取り組んでいるところであるが、今後さらに関係部署を真に連携させ、たとえば①県中小企業融資制度における県信用保証協会、商工会等、金融機関の3者連携、②機構が実施する事業における商工会等との連携など、その実現に努めていただきたい。

産業労働部の補助金における過年度の意見に対する改善状況

■ 効果の測定（39～40, 175 頁）

補助金の効果の測定に係る措置として、「事業計画書に新たに予想観客数の欄を設けて、実績数値と比較できるようにした」と記載があったが、平成 24 年度の観光展への補助金の一部において、改正前の古い様式の「事業計画書」が使用されており、実質的な効果測定がなされていなかった。

▲ 終期の設定（サンセット基準）（41 頁）

県単独補助金において終期が更新され続けているものがあるが、終期を迎えても継続する場合には効果測定の実績を踏まえた議論がなされたうえで、どのような経緯と理由で継続されているのかについて記録を残す必要がある。

▲ 運営費補助の見直し（42 頁）

事業費補助金であっても、実質的には運営費補助金と同じ状態となっている場合は、効果測定指標を定めて目的に照らし判断したうえで、その効果が得られない場合には、当該補助金を段階的に縮小もしくは廃止も視野に入れた検討が望まれる。

■ 消費税について（42～43 頁）

産業労働部においては、平成 18 年度より、特定収入割合が5%超の公益法人で原則課税を適用している団体を除き、補助対象経費を消費税抜ベースで算定することを部全体で実施してきているが、補助金交付要綱では補助金の消費税返還条項に係る必要な改正がなされていない。

【外部監査の結果－個別的事項－】

＜Ⅰ 金融・経営支援関連施策（県産業労働部）＞

▲ 金融機関への預託（63～64 頁）

融資実績が預託額を下回っている金融機関については、年度途中において金融機関にフォローアップヒアリングを実施するなど、金融機関に対する貸出促進に向けた措置を講ずることを検討することが望ましい。

▲ 商工会等からの推薦（77～78 頁）

保証承諾に至らなかった案件に係る商工会等からの推薦書等を閲覧した結果、県信用保証協会は、客観的な信用情報に関する十分な調査能力を有しており、公正に信用情報を調査し承諾の可否を判断していることをうかがわせた。一方で、経営支援を本業とする商工会等においては、業者の強みや事業の独自性、将来性といった観点について、より具体的な情報の提供が期待されること、商工会等の活動への関与度合いなど本業と関係のない情報等の記載が多かった。これらのことを総合的に勘案すると、商工会等と金融機関、県信用保証協会の3者が連携して制度融資の利用を促進する体制は、十分に機能していないものと考えられる。特に、商工会等においては、通常の中小企業者への経営指導を行う中で蓄積してきた、金融支援を受けるために有用な情報を、制度融資を利用する業者の推薦に当たって有効かつ積極的に活用することが求められる。よって、県においては、推薦制度の活性化を進めつつ、商工会等の金融支援力向上のための取組みを促進することが適切である。

＜Ⅱ 金融・経営支援関連施策（愛知県信用保証協会）＞

総括的事項「県信用保証協会における保証態勢」に記載した「確認事例」として、次の21の事例が確認された。

1) 信用保証の依頼書における金融機関の所見、2) 信用保証の申込書に添付された事業計画、3) 信用保証の依頼書の将来の見通しに関する記載、4) 情報の記載漏れ、5) 信用保証の取上げ理由、6) 事業の見通し、7) 担保の評価、8) 審査関連システムの活用、9) 代表者への貸付金、10) 開業後の経営状況の把握、11) 開業後の資金トレース及び経営状況の把握、12) 資金計画等、13) 信用保証の稟議書に添付された資料の十分な検討、14) 資金計画の対象期間、15) 事故原因の究明、16) 財務に関する資料の不存在、17) 資金計画等の未入手、18) 事業計画での売上急増計画、19) 債務者の非事業性負債の把握、20) 事業計画の業績見込み、21) 担保評価の妥当性（118～121 頁）

＜Ⅲ 金融・経営支援関連施策（公益財団法人あいち産業振興機構）＞

▲ 設備貸与事業における事後診断助言の実施体制の構築（142～143 頁）

機構は、貸与審査時のランク等に基づき候補先を毎年度検討しており、例えば、平成24年度の場合、審査時のランクが低い先18件、貸与残高が一定額以上で業績が悪化している企業23件などが候補先として検討されているが、事後診断助言は6件にとどまっており、その理由は、予算上の制約や人員体制の問題からとのことであった。機構においては、事後診断助言の増加に耐えられる体制を構築し、制度を十分に活用できるよう努めていただきたい。

▲ 創業準備スペースのあり方・改善（149 頁）

「創業プラザあいち」内の創業準備スペースは、あいち創業道場を受講するために創業準備スペースの入居申込みが行われているケースが多いため、あいち創業道場の開催時は利用率が高いものの、それ以外は利用率は低い状況であり、休日等の利用時間の拡大なども検討すべきであると考えられる。また、場合によってはあいち創業道場の受講者に創業準備スペースの入居申込みを必須とする要件を見直すことも、選択肢の1つとして検討いただきたい。

＜Ⅳ 商業流通・観光推進関連施策（県産業労働部）＞

▲ 商業団体等事業費補助金の効果測定（159 頁）

補助金の効果をより明確に測定するには補助実施件数のようなアウトプット指標ではなく、補助事業実施後の商店街の活性化の程度を測れるようなアウトカム指標を設定することが望ましい。商業団体等事業費補助金におけるアウトカム指標を一律に設定することは困難であるが、補助対象事業前後の平常時における、商店街に所属する各商店の売上高のような指標・視点も参考にしていきたい。また、毎年度行われるイベント事業等については毎回の効果を測定して一律に継続の可否を判断することは困難であると考えられるが、例えば5年ごとの長期的なトレンドの改善目標を設定するなどの方法も検討することが望ましい。

▲ 商店街が行う事業とNPO法人等他団体との連携（161 頁）

NPO法人や学校などの団体と商店街団体との連携により、例えば、地域課題への対応や地域特性を生かした事業を公募し、特に優秀な提案を行った団体に対して、事業実施に必要な経費への財政支援を行う等の補助の方法についても検討いただきたい。

＜Ⅴ 産業振興・科学技術関連施策（県産業労働部）＞

▲ 愛知県技術開発交流センター共同研究室の利用（183～184 頁）

利用者が希望する限り共同研究室の継続利用が可能であることは、公共の財産であるはずの共同研究室を独占的に利用することになり公平性を害することになる。また、現在、共同研究室を利用している5社のうち3社が大企業であり、現在の利用者で固定されることは、当該センターの目的である中小企業の技術交流、研究開発、人材育成を支援することに適ったものではないと考える。共同研究室の利用できる期間の上限を定めるとともに、この期間の終了に合わせて、新規利用者を募集することにより、特定のものに限らず、より多くのものが利用できるように検討いただきたい。

■ 県ホームページにおける市町村優遇制度の適時の更新（197～198 頁）

8市町村のホームページには愛知県の新あいち創造産業立地補助金に対応する補助金を設置している旨の記述があるにもかかわらず、県のホームページには優遇制度のない市町村として記載されている。したがって、市町村と連携し、タイムリーに更新する仕組みを構築していただきたい。

▲ 新あいち創造研究開発補助金の額の決定方法（200～202 頁）

当該補助金は、交付率を乗じて一件当たりの補助金額を圧縮することにより補助事業者の範囲を広げたため、一定の財源を効率良く広く交付でき、より広範囲の研究開発に貢献したと評価している。しかし一方で、一件当たりの補助金額を圧縮したことによる補助事業者への配慮として研究開発経費の減額を認めたため、当初の研究開発費を減額しなかった補助事業者は、研究開発経費総額に対する補助金額の割合が低くなり、減額した補助事業者が高くなるという結果となった。限られた財源をより広く公平に交付するよう配慮していることは十分理解できるが、当初研究開発経費を不当に高く申請することにより補助金額を増額するような状況の生じないように十分対応することが望まれる。

＜Ⅵ 産業振興・科学技術関連施策（公益財団法人科学技術交流財団）＞

▲ あいちシンクロトロン光センターのビームラインの利用状況（231～232 頁）

シンクロトロン光利用施設は平成25年3月に供用が開始され、その直近の利用状況について、利用件数を営業日の総シフト件数で除した稼働率でみると45%程度であり、当センターが開所してまだ半年程度であることを踏まえれば、産業利用を目的とする先行施設と比較して遜色ない水準にあるといえる。しかしながら、当施設は高度計測分析機器を整備しており次世代産業を支える基盤技術として期待を寄せられているナノテク分野において注目され多額の予算が投じられていることを踏まえると、現状の稼働率で満足してはならない。今後の利用促進においては、さらなる利用者の裾野を拡大するため、常に有効な手段を模索し、他の事業や他機関との連携を含めて、広い視野で取り組むことが望ましい。

▲ アフターコストが多額に発生する資産の取得（232～234 頁）

シンクロトロン光の定期保守点検に係る委託契約は、設置業者と随意契約により契約がなされており、これはシンクロトロンが高度な精密機器であるため、設置業者のみが定期保守点検に必要な技術を有すると判断したものであり、随意契約により契約が締結されてことは適切なものとする。しかし、技術的な理由等により随意契約によらざるを得ない場合、競争が働かないため、経済性を担保することが困難であることから、保守点検費用等のアフターコストも考慮して、機種本体の選定を行うことが、長期的な観点で経済性の確保ができるものとする。

＜Ⅶ その他の施策（県産業労働部）＞

▲ ウィンクあいちの使用料（240～242 頁）

条例によれば、「1平方メートル当たりの土地価格が1,000,000円以上」、かつ、「事務所、車庫、倉庫等として使用する場合」で、築10年未満の場合は月額2,030円/㎡とされており、現段階における使用料については、適切に算出されているものであり合規性に問題はないと考える。しかしながら、当該条例では土地の路線価から一律に使用料が計算されており、ウィンクあいちのように立地条件の良い高層ビルを想定したものではないため、その使用料には限界があると考えられる。この点については、将来的な視点で条例の一部改正も含めて検討いただきたい。